

議案第8号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中職員の給料の調整額に関する条例（平成18年大阪市条例第22号）第2条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(支給対象及び支給額) 第2条 [略] 2 前項各号に掲げる職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしているもの及び同法第17条の規定による短時間勤務をしているものに対して支給する給料の調整額の月額は、前項各号に定める月額に、職員の給与に関する条例第5条第17項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 [3 略]	(支給対象及び支給額) 第2条 [同左] 2 前項各号に掲げる職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしているもの及び同法第17条の規定による短時間勤務をしているものに対して支給する給料の調整額の月額は、前項各号に定める月額に、職員の給与に関する条例第5条第12項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 [3 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

## 説 明

職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大阪市条例第19号）（抄）

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

省 略

附 則

省 略

（職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

3 職員の給料の調整額に関する条例（平成18年大阪市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(支給対象及び支給額) 第2条 [略] 2 前項各号に掲げる職員のうち、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしているもの及び同法第17条の規定による短時間勤務をしているものに対して支給する給料の調整額の月額は、前項各号に定める月額に、職員の給与に関する条例第5条第18項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 [3 略]	(支給対象及び支給額) 第2条 [同左] 2 前項各号に掲げる職員のうち、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしているもの及び同法第17条の規定による短時間勤務をしているものに対して支給する給料の調整額の月額は、前項各号に定める月額に、職員の給与に関する条例第5条第13項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 [3 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

省 略